

第4章 施策推進の方向

1 「障害福祉サービス」の充実

障がいのある方の地域での自立生活を支援するため、障がいの状況やライフステージに応じ、「障害福祉サービス」等の提供体制の充実を図ります。

(1) 「障害福祉サービス」提供基盤の整備

現状と課題

- 国は、「障害者自立支援法」を廃止して、平成25年8月に「障害者総合福祉法(仮称)」を実施する予定ですが、障がいのある方が、円滑に地域に移行し、自立した生活が送れるよう、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の充実を計画的に推進することが必要です。

訪問系サービスは、障がいのある方が居住する地域で、安心して生活するためのサービス提供であることから、さらに基盤の整備が必要です。

退院促進の取り組みが必要とされる精神障がい者については、サービス利用を円滑に進めるための相談体制の充実が必要です。

重度訪問介護、行動援護は利用者がいない状況であり、重度障がい者等包括支援は、サービス提供基盤がない状況です。

日中活動系サービスは、利用者がニーズに応じて日中系サービスを選択し、状況に応じた適切なサービスが受けられるよう、日中活動機会、特に就労機会のさらなる拡大を図る必要があります。

居住系サービスは、地域移行を希望する方で単身での生活が困難な場合は、グループホーム・ケアホームを利用することとなるため、計画的なサービス提供基盤の充実が求められています。

- 障がいのある方が地域で生活する上で直面するさまざまな問題を解決するためには、相談支援体制の充実が必要です。

身近な相談窓口として、「身体障害者相談員」や「知的障害者相談員」を委嘱しています。また、総合的な相談に応じる機関として、「宇部市障害者生活支援センター・ぴあ南風」「総合相談支援センター・ぷりずむ」、「生活支援センター・ふなき」、「光栄会障害者就業・生活支援センター」等があります。また、多様なニーズに対応し、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の機関が情報を共有し具体的に協議する場として自立支援協議会を設置しています。

- 疾病等の発生予防は、障がいの原因となる疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障がいの除去や軽減を図るとともに障がいのある方が安心して治療を受けられる受診体制の整備が求められています。

出生から乳幼児までの時期は、事故が発生しやすく、また、子どもの成長の過程で何らかの発達の遅れや障がいが発見される場合があるため、心身の症状に応じた適切な治療が必要です。

中高年の脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病が障がいの原因と考えられるため、その予防となる健康づくり施策を一層推進していく必要があります。

- 障がいの原因となっている疾病には、軽減又は改善をするために継続した治療を行う必要があります。通院等が長期にわたるため、治療を中断しないよう負担を軽減する支援が必要です。

- 精神保健対策は、「心の健康」をはじめとする精神の健康の維持・向上を図るために、精神障がいの予防、早期発見、早期治療が重要です。

精神障がい者の人権に配慮した適切な医療とともに、精神障がい者の社会復帰を促進することが重要です。

ひきこもりや職場のストレスなどの心の健康や精神障がいに関する問題が増加しており、精神保健福祉センターをはじめ、専門機関と連携が必要です。

- 難病患者に対して、早期から適切な受診ができるように、患者のニーズに沿った在宅医療の提供が求められています。

難病患者を対象とする在宅福祉サービスが制度化され、患者や家族の生活の向上が図られていますが、重症難病患者のニーズに沿った対応ができるよう一層の充実を図る必要があります。

対応方向

○ 自立支援給付の充実

施設入所者や退院可能な精神障がい者等に対し、住所の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援(地域移行支援)やまた、居宅でひとり暮らしをしている障害のある方等に対する夜間も含む緊急時における連絡・相談等の支援(地域定着支援)の充実を図ります。

○ 補装具費の支給

身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完又は代替する用具で、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障がい児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的として、補装具を必要とする身体障がい者（児）に対し補装具の購入費や修理費を支給します。

○ 地域生活支援事業の充実

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援事業の各種サービスの充実を図ります。

○ 相談支援事業の充実

障がいのある方や家族が3障がいそれぞれの特性に対応した相談を受けられるよう「宇部市障害者生活支援センター・ぴあ南風」、「総合相談支援センター・ぷりずむ」、「生活支援センター・ふなき」の3か所の相談支援事業所に宇部市と共同で委託し引き続き相談支援事業を実施します。また、市内の「心身障害児簡易通園施設なるみ園」での療育相談や地域活動支援センターなどの相談窓口での相談体制をより一層強化していきます。

○ 自立支援協議会の運営

障がい者等への支援体制の整備を図るため、自立支援協議会を運営し、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する分野の関係者によるネットワークを深めていきます。また、定例会において個別相談の情報を共有することにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、具体的に協議していき、地域の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

○ 疾病の発生予防

障がいの原因となる疾病等の発生予防と早期発見のため、妊産婦への健康教育、健康相談及び健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査を適切に実施します。

脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防のため、健康づくり運動を積極的に展開し、市民の健康を支援する社会環境づくりや地域活動の強化に努めます。

○ 自立支援医療の利用

人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患等、継続的な医療が必要な障がいのある方に、医療負担を補助する制度として自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の利用を促進します。

○ 精神保健の推進

「心の健康」に関する知識の普及・啓発を図り、相談体制の充実に取り組むとともに、関係機関等の連携を図ります。

精神通院医療の活用を図り、精神科デイ・ケアや訪問看護等を含め通院医療の充実を促進します。

かかりつけの医療機関や地域活動支援センター等地域の関係機関との連携を図ります。

○ 難病対策の推進

難病患者を地域で支援し、難病患者及びその家族の療養上または生活上の悩み、不安等の解消を図るため、健康福祉センターの相談窓口にて様々なニーズに応じたきめ細かな支援が行われるよう連携を図ります。

難病患者や家族の生活の質の向上を図るため、難病患者等を対象としたホームヘルプサービス、ショートステイを実施し、在宅療養を支援します。

(2) 福祉人材の確保と資質の向上

現状と課題

- 障害のある方の自立と社会参加の促進を図るため、障がいのある方のニーズを的確に把握し、障がいの特性に応じた適切なサービスが提供できるよう、専門的知識を持った質の高い福祉人材を養成することが課題となっており、また、長期的に福祉人材を確保し、定着の推進を図るため、その人材が将来展望を持ち、福祉の職場で働き続けることができるよう能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされることが重要です。
- 市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを中心として、ボランティアの養成研修、登録あっせん、ボランティア活動の普及啓発、相談等を総合的に実施するとともに、ボランティア意識の醸成を図っていく必要があります。

対応方向

- 「障害福祉サービス」の充実に伴い、サービスの担い手である介護従事者の専門性の高さや能力・資格・経験等を評価した待遇改善が処遇改善交付金事業により実施されています。これにより、福祉人材の確保や資質の向上が期待されます。
- 視覚障がいや聴覚障がい等がある方については、十分なコミュニケーションの確保が必要なため、手話通訳者や音訳奉仕員等の養成に努めます。
- ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターの整備、充実に促進するとともに、ボランティアの養成研修を実施し、ボランティア活動に意欲のある方の支援を行います。

(3) 重度・重複障がい者、高齢化等への対応

現状と課題

- 障がいの重度化・重複化や障がいのある方の高齢化が進む中、障がいのある方のニーズに応じた適切なサービスが提供される必要があります。
- 在宅の重症心身障がい者（児）が、その家族と地域で安心して暮らせるよう、ショートステイなどサービスの充実を図る必要があります。
- 障がいのある方の高齢化が進む中、介護保険で提供される介護サービスと障がい者施策で提供される福祉サービスについては基本的な調整が図られています。制度の連携・調整を図り、より効果的なサービスを提供することが必要です。
- 障がいの重度化・重複化や高齢化の進行に伴い、保健指導、看護、介護、リハビリテーションに対するニーズも量的に増加し、質的にも高度化・多様化してきています。

対応方向

- 在宅の重症心身障がい児（者）に対し、身体機能や日常生活における基本的動作の訓練等を行う通園事業のサービスを利用促進します。
- 重度心身障がい者（児）の障がいの重度化・重複化、高齢化に対応した医療サービス・福祉サービスの提供を図ります。
- 介護を必要とする高齢の障がいのある方等を支援するため、介護保険制度における訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などの各種サービスとの調整を図ります。
- 家族介護者に対し、一時的な心身の負担軽減が図られるよう日中一時支援事業等を提供します。

2 就労・自立・社会参加の促進

就労の促進、障がい者スポーツの振興などにより、障がいのある方の自立と社会参加活動の促進を図ります。

(1) 就労の支援と雇用の促進

現状と課題

- 障がいのある方の雇用の促進については、ノーマライゼーションの理念の浸透と障がいのある方の自立意識により改善が見られます。

平成22年度の宇部公共職業安定所（ハローワーク宇部）管内（宇部市、山陽小野田市、美祢市）の雇用率は1.90%で、「障害者法定雇用率」の1.80%を上回っている状況ですが、県内雇用率の2.28%を下回っています。

- 障がいのある方の一般就労を促進するため、障がいのある方に対し一般就労や雇用支援策に関する情報提供を推進する必要があります。

- 障がいの重度化・重複化が進んでおり、障がいのある方を取り巻く環境は、厳しいものとなっています。

障がいのある方の中には、働くことを通じて社会参加することを望む方もいますが、一般企業で働くことが困難な方もいます。

- 福祉的就労の場として、市内では「グリーンヒル山陽」、「あさレインボー」、「工房おれんじ」、「まつば園」、「かに工房」、「のぞみ園」がその役割を担っています。なお、「グリーンヒル山陽」は平成23年9月に就労移行支援に移行しており、「あさレインボー」、「工房おれんじ」、「まつば園」は平成24年4月に就労移行支援、就労継続支援B型に移行予定であり、「かに工房」は平成24年4月から就労継続支援B型へ移行することを検討しています。また、「のぞみ園」は地域活動支援センターへの移行を検討しています。

対応方向

- 障がいのある方の雇用ニーズに対応し、ハローワーク、「障害者就業・生活支援センター」等との連携の下、ジョブコーチ[※]制度をはじめとする各種支援制度の普及啓発により、障がいのある方の雇用に対する理解を促進します。
- 就労支援ネットワーク会議を通じて、障がいのある方の雇用率の更なる上昇に向けた制度の周知に努めるとともに、障がいのある方が働きやすいように、環境の整備や意識の啓発を図ります。
- 一般就業が困難な障がいのある方に対する福祉的就労の場として、就労継続支援事業所や地域活動支援センター等が創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- 福祉施設等における障がいのある方の工賃の確保について、「国は、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しながら受注機会の増大に努めること」としています。
また、地方自治法施行令の改正により、随意契約が可能な場合として、その施設で制作された物品の買い入れや役務の提供を受ける契約を追加しており、官公需にかかる受注機会の拡大や共同受注に取り組み、工賃の確保に努めます。
- 労働局等関係機関と連携し、企業に対し、障がい者施設等への発注を促すとともに、障がい者雇用に対する理解を深めるための普及啓発に努めます。

※ジョブコーチによる支援事業とは、障がいのある方が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて、障がいのある方に対する直接的・専門的支援とあわせて、企業の担当者や職場の従業員に対して、障がいを理解し配慮するための助言、必要に応じて仕事の内容や職場環境の改善などを行う事業

(2) 障がい者スポーツ、文化芸術の振興

現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが日常的にスポーツやレクリエーションを親しむ環境づくりが求められています。
市ではふれあい運動会を開催し、障がいのある方への理解や一般市民との親睦を深めてきました。年々、参加者が増加しており、今後も継続に向けて取り組んでいきます。
- 優れた文化・芸術にふれあう機会や、障がいのある方を含めた市民の誰もが気軽に参加できる身近な文化活動などの充実が求められています。

対応方向

- ふれあい運動会は、障がいのある方同士の親睦と、地域住民が障がいのある方に対する理解を推進するとともに、障がいのある方の体力の維持、増強を図り、社会参加する意欲を喚起する目的で、毎年、市社会福祉協議会と連携して実施していきます。
- 障がい者スポーツの仲間づくりを支援し、障がい者スポーツを楽しむ機会を図ります。
- 県障がい者スポーツ大会（キラリンピック）等への参加を周知し、障がいのある方も生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう参加者の拡大を図っていきます。
- 県障がい者芸術文化祭への参加を周知し、創作活動等の発表の場を設け、創作意欲を高めます。

(3) 社会参加の支援

現状と課題

- 障がいのある方の社会参加を促進するため、コミュニケーション支援事業や移動支援事業、同行援護事業、自動車運転免許取得や改造のための費用助成、福祉タクシーの利用助成を実施しています。
- 歩行や車の乗降が困難な障がいのある方や高齢者が、公共施設や店舗等を訪れた際に必要な駐車スペースを確保できるように「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」を実施しています。
- 身体障がい者補助犬に関する相談窓口の周知やと補助犬同伴に係る意識啓発を図る必要があります。

対応方向

- 障がいのある方の社会参加を促進するため、福祉サービスの充実に努めます。
 - ① コミュニケーション支援事業
意思疎通を図るために支援が必要な聴覚・言語障がい者のある方等に、手話通訳又は要約筆記等の方法により手話通訳者の派遣を行い、健聴者との円滑な意思疎通を図ります。
 - ② 移動支援事業
屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。
 - ③ 同行援護事業
移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方の外出の際、同行し代筆・代読を含む必要な外出支援を行います。
 - ④ 自動車運転免許取得・改造助成事業
重度の肢体不自由障がい者が自動車運転免許の取得や自動車の改造をする場合に、費用の一部を助成します。
 - ⑤ 福祉タクシー利用助成事業
心身障がい者等が利用するタクシーの料金を軽減することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ります。
- 「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知を進めるとともに、協力施設の登録促進や、利用者に分かりやすい駐車場の表示等の実施に取り組みます。
- 身体障がい者補助犬に関する制度の周知及び病院等の民間施設等への補助犬同伴についての意識啓発に取り組みます。

3 安心して暮らせる地域づくり

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、生活環境の整備や権利擁護の推進、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりなどを進めます。

(1) 障がい及び障がいのある方に対する理解の促進

現状と課題

- 障がいのある方を対象としたアンケート調査では、「地域の方が、障がいや障がいのある方に対する理解がある。」と回答された方は、在宅の方で36.8%、入所の方で28.9%となっており、逆に「理解がない。」と回答された方は、在宅の方で23.7%、入所の方で21.1%となっており、障がいのある方が依然として偏見や差別といった「こころの壁」があると感じています。

今後、施策の充実により、「こころのバリアフリー」を実現することが必要です。

- 障がいのある方に対する理解を促進しようとする活動として、学校や地域等さまざまな場において、障がいのある方との交流の機会を増やすなど、今後とも交流活動の充実を図っていく必要があります。

特に、「こころの壁」を取り除くためには、幼児期から障がいのある方と日々の生活のなかでの自然なふれあいが大切です。

- 精神障がいに対する社会的偏見は依然根強く、そのような偏見を除去するために精神疾患等に関する正しい知識の普及を進めるため、精神保健福祉講座を実施しています。

対応方向

- 「障害者週間（１２月３日～１２月９日）」、「精神保健福祉普及週間（１０月下旬～１１月上旬の１週間）」を中心にした広報等の実施などにより、障がいや障がいのある方に対する市民の正しい理解と認識の普及を図ります。「障害者週間」においては障がいのある方による作品展等を実施します。
- 障がいや障がいのある方についての理解を深めるため、児童生徒に対する福祉教育を推進するとともに、お互いの立場や心情を思いやり、相互に協力し合う精神や態度を養うため、保育園・幼稚園、小・中学校などにおいて、ふれあう機会を設けるなど交流教育の充実を図ります。
- 地域社会の方々の障がいや障がいのある方についての正しい知識と認識を深めるため、障がいの模擬体験の場や障がいのある方と接する内容を含めた社会教育、生涯教育の充実を図ります。
- 「ヒューマンフェスタ～人権を考える集い～」や「人権講座」において、人権課題のひとつとして障がいのある方の人権を取り上げ、広く市民の意識啓発を図ります。

(2) 権利擁護の推進

現状と課題

- 福祉サービスの利用は、サービス提供事業所と障がいのある方及びその家族が契約することが基本となっています。そのためには、利用者側が適切なサービスを主体的に選択できる環境を整える必要があります。また、サービス提供事業所は利用者保護の観点から、苦情を中立・公正に解決するための第三者委員会を設置しています。
- 日常生活上の判断が十分できない方々に、地域で安心して生活できるよう、市社会福祉協議会が地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を実施しています。市社会福祉協議会と連携を図りながら、福祉サービスの利用援助、金銭管理、書類の預かりサービスなどを実施しています。
- 成年後見制度は、利用が必要と思われる方があっても、申し立てを行う時の手続きや金銭面での負担が重いなど、制度の利用が困難な場合があります。
- 視覚障がいや聴覚障がい等がある方には、権利擁護のため十分なコミュニケーションの確保が必要です。
- 犯罪・事故防止の観点から、障がいのある方を対象とした悪徳商法等の被害や、各種の犯罪を未然に防止する対策が必要です。
- 虐待は、身体的、心理的、性的、経済的なものや、介護・世話の放棄など多岐にわたっています。相談件数は少なく、問題が表面化しにくい状況にあります。
- 障がいを有する有権者にとって、その障がいの状況、程度等により、選挙に関する情報の取得や投票所での投票に支障が生じる場合があるため、障がいのない人に比べてより一層配慮する必要があります。

対応方向

- 身近な相談窓口として保健センター、市社会福祉協議会などの相談機関があり、また、民生・児童委員とともに「身体障害者相談員」や「知的障害者相談員」がいます。さらに、総合的な相談に応じる機関として、「障害者生活支援センター」があります。障がいのある方の多様なニーズに対応できる相談体制を図るとともに、相談窓口の周知について啓発を行います。
- 知的障がい者、精神障がい者等に、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等を実施するための地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、市社会福祉協議会と連携を図りながら事業を実施していきます。
- 成年後見制度による支援を必要とする障がい者のうち、制度利用に必要な経費の負担が困難な方にその費用の一部を助成します。
また、成年後見制度の申立人がいない場合は、市長が代わって申立人になり、制度の利用促進を図ります。
- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度などの障がい者の権利擁護に関する制度の普及、啓発を図ります。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある方には、点訳・音訳奉仕員や手話通訳等の派遣、同行援護などコミュニケーションを支援する施策の充実を図ります。
- 悪徳商法による被害の未然防止の観点から、障がいのある方に対する消費者教育、情報提供体制の強化を推進します。
- 虐待に対する取り組みについては、「身体障害者更生相談所」、「知的障害者更生相談所」、児童相談所、健康福祉センター、精神保健福祉センター、警察署などの専門機関と連携し、障がい者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組めます。
- 市議会議員選挙及び市長選挙、住民投票において、障がい者団体等と連携・協力し、点字及び音声による選挙情報の提供に努めるとともに、すべての選挙、国民審査、国民・住民投票において、スロープ・車いす等の設備、点字器・虫眼鏡等の備品の整備や常時人的介助が可能な体制ができているか、障がい者の視点に立って再度点検を行い、障がいを有する有権者が円滑に投票できる環境を整えます。

(3) 地域生活への移行支援

現状と課題

- 施設から地域へ移行を希望する障がいのある方や家族の高齢等で支援が受けられなくなった在宅の障がいのある方が、地域で安心して生活していくためには、本人の意向を踏まえ、住まいの場や日中活動の場の確保が重要であり、地域生活への円滑な移行を進めていくことが必要です。
- 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を進めるためには、地域住民の理解をはじめ、関係者が連携した支援が必要です。
- 障がいのある方の地域移行を促進するため、グループホーム・ケアホーム入居者への費用の一部を助成しています。

対応方向

- 地域移行の居住の場として、受け皿となるグループホームやケアホームについては、現在、市内に3ヶ所あります。しかし、整備状況は充分とはいえません。今後も圏域内の状況を見ながら整備について検討していきます。
- 入院中の精神障がい者の中で、退院可能な精神障がい者の受入体制並びに継続した支援について、健康福祉センターや地域移行推進員[※]と連携して地域生活への移行を図っていきます。
- 障がいのある方の地域生活への移行支援を図るため、相談事業者を中心に、関係機関と連携して、相談支援体制の充実強化を図ります。
- 日中活動の場として、地域活動支援センターの充実や一般就労への移行に向けての就労移行支援や就労継続支援の事業の利用促進を図ります。

※「地域移行推進員」とは、精神障がい者の福祉に理解を有する方であって、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者

現在、宇部・小野田圏域では、生活支援センターふなきに配置されています。

(4) 居住の安定の確保

現状と課題

- 障がいのある方が地域で安心して生活していくためには、障がい種別や程度に応じた住宅の改造やバリアフリーに応じた住宅の普及、確保が必要です。
- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対し、相談・助言を行う必要があります。

対応方向

- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。
- 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障がい者が、段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費や改修工事費の助成をします。
- 障がいのある方が公営住宅へ入居する際や改修時には、障がいの程度や特性に応じた改造を行うよう検討します。
- 障がいのある方の住宅内での移動を容易にするため、「手すり」、「スロープ」などの住宅改修費の助成をします。

(5) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進

現状と課題

- 障がいのある方や高齢者をはじめ、すべての人が容易に安心して行動できる「福祉のまちづくり」を推進していますが、はじめから誰もが使いやすい施設や設備などをつくろうというユニバーサルデザインの考え方に基づいた福祉のまちづくりを更に進める必要があります。
- 公共的施設の整備については、「高齢者、障害者の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）」や「山口県福祉のまちづくり条例」に基づいて整備が進められ、社会環境の変化等により、新たなニーズが生じており、生活環境の整備を一層促進する必要があります。
- 視覚障がいのある方等への情報のユニバーサルデザイン化を一層進めていくことが必要です。

対応方向

- はじめから誰もが使いやすい施設や設備などをつくろうとするユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を図ります。
- 「高齢者、障害者の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）」や「山口県福祉のまちづくり条例」等に基づいた施設整備を推進します。
- 視覚障がいのある方等への情報提供については、音声コードによる情報バリアフリー化を進めます。

(6) 地域力を活かした支え合いの推進

現状と課題

- 障がいのある方が豊かな在宅生活を営むためには、公的な福祉サービスの充実とともに、地域の住民相互の助け合いによる地域福祉の推進が必要です。
- 市社会福祉協議会では、困ったときにお互いに助け合える組織づくりを進める「福祉の輪づくり運動」が展開されていますが、これを引き続き進める必要があります。
- 障がいのある方が地域生活をしていく上では、保健・医療・福祉サービスの担い手や、障がいのある方を支えるボランティアの養成及び活動の充実が求められています。
- 障がいのある方は、災害時にはその行動に多くの困難が伴い、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要なことから、平常時から障がいのある方に配慮した防災体制を構築し、安全体制を確保していく必要があります。
防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における避難体制の周知や近隣住民の支援体制を整備することが重要です。

対応方向

- 民生委員・児童委員や福祉員、自治会長などに障がいのある方の現状を理解する機会をつくり、制度やサービスを周知し、情報を地域の中で活用して、支援が得やすくなるように努めます。
- 市社会福祉協議会により「福祉の輪づくり運動」が展開されています。また、民生委員・児童委員や福祉員、自治会長による三者交流会が開催され、身近な地域福祉の充実が図られています。引き続き推進するとともに、地域福祉のけん引役として、福祉を取り巻く環境の変化に対応しながらその活動の一層の振興を図ります。
- 「障害福祉サービス」等の内容を知りたい等の出前講座の要望に対応し、直接地域における「障害福祉サービス」の周知に努めます。
- 障がいや疾病などの理由により、日常生活に不安のあるひとり暮らし等の障がいのある方や高齢者が安心して生活できるよう緊急事態に備えた緊急通報システムの普及に努めます。
- 要援護者の生命、身体及び財産を守るため作成された「災害時要援護者支援マニュアル」に則り、地域の実情にあった自主防災組織の育成・強化を図り、防災体制の充実・強化に努めます。
- 災害発生時、避難の必要な障害のある方についての福祉避難所の確保に努めます。また障がい者やその家族が不自由なく避難場所で生活するための環境整備に努めます。更に、大震災など市内施設だけでは対応できない場合を想定し、宇部市、美祢市を含めた圏域での避難場所の協力体制の確立に努めます。
- 市社会福祉協議会との連携により、地区社協による見守りネットワークを充実させ、非常時のみならず日常の生活において、障がいのある方が安心して暮らすことができる福祉コミュニティの構築に努めます。

4 多様な障がいへの支援

障がいの多様化や重度・重複化等が進む中、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、乳幼児期から成人期まできめ細かな対応を図ります。

(1) 療育・教育の充実

現状と課題

- 障がいのある幼児の早期発見、早期療育を推進するため、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、相談、治療、療育など一貫した体制の中で対応する必要があります。
- 障がいの早期発見、早期治療を行うため、医療機関と密接な連携により、妊産婦の健康診査、訪問指導、乳幼児の育児相談に努めています。
- 障がい児通園施設や児童デイサービス事業所などでは、障がいのある幼児等の状態に応じた指導や療育サービスを提供する必要があります。
- 障がいのある幼児を地域の保育園や幼稚園でも受け入れる体制が、次第に広がってきましたが、更なる保育や就園機会の確保を図って、今後も体制を強化していく必要があります。
- 学校教育法の改正により、児童生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、盲・聾・養護学校から障がい種別を越えた特別支援学校に一本化されています。
- 障がい児を抱える保護者は、一般の子育てグループに入ると疎外感などを感じることから、育児についての不安を打ち明ける場所がなく、不安解消のための交流、相談の場を確保する必要があります。
- 学習環境の整備については、小・中学校で教育を受けることができる障がいのある児童生徒については、施設の改善などにより受け入れを行ってきましたが、今後も必要に応じ適切な改善を図る必要があります。

対応方向

- 乳幼児の身体面や精神面での発達の遅れや障がいをできるだけ早く発見し、少しでも早い時期に治療、訓練、療育などを行い、その子供の発達を支えていくため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関がお互いに連携を図り、保護者と協力して、早期療育を進めていく必要があります。そのためには、それぞれの関係機関で実施している事業やサービスを周知させるコーディネート機能を充実させ、個別対応も行っていきます。
- 小学校就学前の早期療育を「心身障害児通園施設なるみ園」で行っており、障がい児療育の中心的役割を果たしていきます。
また、障がい児を抱える保護者の交流、相談の場を確保し不安解消に務めていきます。
- 保育園や幼稚園で障がいのある幼児を受け入れるとともに、保育園や幼稚園の保育・教育担当者の資質向上のための研修を強化します。
- 障がいのある児童生徒が、小・中学校で安全で快適な学校生活を送れるよう障がい者への合理的配慮に留意し、必要に応じ出入口のスロープやトイレの改修等学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、学校施設の新築時等においては「バリアフリー新法」や「山口県福祉のまちづくり条例」等に基づく障がい児の在籍状況を踏まえ学校施設整備を進めます。

(2) 発達障がい者（児）への支援

現状と課題

- 「発達障害者支援法」が施行され、障がいの早期発見と、乳幼児から成人期まで一貫した支援及び関係機関が連携した支援体制の確立が求められています。
- ※ 発達障がいのある方は、その障がい自体が周囲から気づかれにくく、集団に入
って初めてその特徴が明らかになることが多いため、適切な対応が遅れ、障がい
者施策の対象となっていない方もいます。
- 「障害者自立支援法」の一部改正法の施行に伴い、発達障がい者が法に基づくサ
ービス給付の対象となることが明示されました。
- 幼稚園・保育園に通っている年中、年長児のうち気になる児童を対象に心理相
談を実施し、早期発見早期支援につとめています。

対応方向

- 発達障がいのある子どもたちをできるだけ早期に発見するために、相談窓口の
充実や診査機関への連携に努めるとともに、周囲の理解を得るために、保護者を
はじめ、幼児に接することの多い関係機関に対し早期発見に結びつくような知識
の普及を行い、本人及び保護者が早期に専門的な支援が受けられるようにします。
- 発達障がい者支援センターを中心とした支援ネットワークづくりに取り組み、
発達障がい児（者）の支援体制の充実を図ります。
- 幼児期の軽度発達障がいを早期に発見するため、5歳児検診の実施を検討しま
す。

※「発達障がい」とは自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠
陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現する
もの

(3) 高次脳機能障がいへの支援

現状と課題

- [※] 高次脳機能障がいは、「障害者自立支援法」の一部改正法の施行に伴う国通知（事務処理要領）の中で精神障がいに含まれ、法に基づくサービス給付の対象となることが明示されました。しかし、身体機能の明らかな障がいがないため、「捉えにくい障害」として理解されないことがあるなど、診断及び「精神障害者保健福祉手帳」の取得についての啓発等が十分ではありません。このため、支援を必要としている方が、必要なサービスを利用できるよう、特性に応じた対応をしていくことが求められています。

対応方向

- 地域住民や企業に対する普及啓発活動を実施し、高次脳機能障がいについての理解の促進を図ります。
- 県に設置されている高次脳機能障がい支援普及事業相談窓口や「障害者就業・生活支援センター」等と連携し、生活や就労についての支援体制を充実します。

※「高次脳機能障がい」とは、事故や脳血管障がいなどによる脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がいなどの認知障がいが生じ、日常生活や社会生活への適応が困難になること

(4) 総合的なリハビリテーションの推進等

現状と課題

- リハビリテーションは、身体的・精神的・社会的能力を最大限に回復させ自立を促すこと、その人らしく生きていくことを支える活動であり、医学、社会、職業、教育など多面的なアプローチを必要とします。
- 障害のある児童のリハビリテーションは、発達の可能性を最大限に伸ばすための教育的リハビリテーションが中心となります。
- リハビリテーション医療は、脳血管疾患に代表される急性発症する疾病の場合に、急性期から回復期・そして維持期の3段階に分類され、各段階におけるリハビリテーションが患者の症状に合わせて継続して提供されることが重要です。
このため、医療機関と保健・福祉サービス機関が連携して、リハビリテーションサービスの提供体制を充実していくことが必要です。
- 障がいの重度化・重複化が進んでおり、職場への適応がより困難な障がいのある方が増加しています。個々の能力や障がいの程度に応じて職業的な自立を図る職業リハビリテーションの推進を図る必要があります。

対応方向

- 医療機関と保健・福祉サービス機関が相互に連携し、疾病や障がいの特性に応じた総合的なリハビリテーションを推進します。
- 外来通院が困難な障がいのある方のための在宅医療や訪問リハビリテーション、訪問看護の提供体制を充実します。
- 「障害者就業・生活支援センター」との連携を強化し、障がいのある方の職業的自立に向けたネットワークづくりに努めます。
- 地域の実情等を踏まえながら重度心身障害児(者)通園施設や母子通園施設などのサービス利用を進めます。